

監査公表第10号（平成26年5月23日、県公報第3596号登載）

警察本部関係機関定期監査結果に基づく措置通知（平成25年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査結果の報告（平成26年3月27日25監総第958号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月23日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	田 中 正 勝

福 警 会 第 5 0 9 号

平成 2 6 年 4 月 2 4 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 田 中 正 勝 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 2 6 年 3 月 2 7 日 2 5 監総第 9 5 8 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	建物貸付料において、財務規則によらず、調定が遅延していた。	調定の遅延を生じさせないため、事務の管理を徹底し、再発防止に努める。
	道路使用許可手数料において、領収証紙と消印証紙日計表とが一致していないものがあった。	関係書類の確実な点検を行うことにより、事務の管理を徹底し、再発防止に努める。